資料４

「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」の一部改正について

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例について、令和４年第３回県議会定例会において条例改正議案が可決成立し、10月21日付けで公布・施行となりました。

１　概要・改正経緯

〇　本条例は、バリアフリーの街づくりを進めるため、県等の責務や基本方針を定め、公共的施設の整備における整備基準の遵守を課すに当たっての基本的な必要事項を定めたものである。

○　施行後５年毎の条例見直しについて、学識経験者や当事者・事業団体等で構成する「条例見直し検討会議」（令和元年11月～・全６回開催）で議論し、令和３年秋に見直し結果を県議会に報告した。その後、令和４年第３回定例会に改正議案を提出

２　改正の概要

(1)　改正の趣旨

令和３年度に行った条例の見直しに伴い、地域共生社会の実現に向けた方向性を明確にするため、目的規定の用語の整理や、障害者等が施設を安全かつ快適に利用できるよう、施設利用に必要となる支援の明確化を行うなど、所要の改正を行う。

(2)　改正の内容

ア　地域共生社会の実現を目的として明確化

目的規定の用語の整理を行う。（第１条、第４条及び第５条関係）

なお、目的規定の用語については「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」と整合性をとり「地域共生社会」としている。

イ　施設利用に必要となる支援の明確化（施設設置管理者の責務）

障害者等（障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児連れの方等々）が施設を安全かつ快適に利用できるよう、ハードとソフト両面の対応が求められることを明確化するほか、情報の提供など、必要となる支援の提供について追記する。（第３条及び第４条関係）

* 条例は、施設の設置管理者が、施設等を、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮し、整備を進めることを規定している。

今回の改正では、実質的なバリアフリー化を進めるため、ハード整備と合わせて、その施設・設備の利用についてのソフト的な支援を明確化した。

「情報の提供その他の支援」「適正な配慮についての周知等の取組」

ウ　当事者等の参画（施策の基本方針）

施設整備の計画段階から、障がい者等を含む多様な関係者の参画を得て整備を行っていくことを明記する。（第７条関係）

※　より有効なバリアフリー化を進めるためには、施設整備の計画段階から、障害者等を含めさまざまな関係者の意見を確認して整備を進めることが重要であることを踏まえて追記。

エ　関係法令の改正に伴う規定の整理【県土整備局所管】

・　建築基準法改正に合わせ、既存建築物の一時的な用途変更について適合義務の対象外とする。（第29条関係）

・　認定こども園法改正により、「幼保連携型認定こども園」が位置付けられたことにより、所要の改正を行う。（第32条関係）

(3)　施行期日

　　　公布の日（令和４年10月21日）